

## 高知県こども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県こども・子育て応援環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 県は、子育て家庭が子育てのしやすさを実感できる社会の構築に向けて、県内の事業者等が実施する子育て家庭に優しい環境整備やこれまでのサービスにとらわれない子育ての負担感などの意識を変える子育て支援サービスを開発する民間事業を支援することで、社会全体の子育てに対する意識を変え、子育てを応援する機運を醸成することを目的として、次条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる民間の事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 高知県内で販売、サービスの提供又は営業、製造等の事業を実施している者
- (2) 補助金申請時又は補助金事業完了までにこうち子育て応援の店に登録している店舗であること（家事育児サポート枠を除く。）。
- (3) 県内で日常的に店舗、施設等を設けて事業を実施していること（家事育児サポート枠を除く。）。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

#### (1)子育て応援枠

##### ア 備品等購入事業

子育て家庭に対するサービスを実施するための備品等の購入を行う事業。ただし、補助事業の実施に当たっては、ウの取組を実施すること（高知家子育て応援子育て応援アプリ（以下「子育て応援アプリ」という。）への掲載ほか、当補助金を活用しない場合を含む。）。

##### イ 施設整備事業

子育て家庭が施設等を利用する場合に子育て家庭に配慮した施設の設置、改修を行う事業。ただし、補助事業の実施に当たっては、ウの取組を実施すること（子育て応援アプリへの掲載ほか、当補助金を活用しない場合を含む。）。

##### ウ 広報事業

子育て応援を行う店舗等又は補助事業を活用したサービスであることの広報を行う事業。ただし、補助事業を実施する場合は、ア又はイの事業を実施すること。

#### (2)家事育児サポート枠

県内で実施する子育て応援に関する新たな製品の開発又は新たにサービスを実施する事業であって、第2条の目的に合致すること。

### (補助対象経費、補助限度額及び補助率)

第5条 補助対象経費、補助限度額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 知事は、子育て応援枠については、前条第1項の規定による申請が適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。家事育児サポート枠の申請においては、別に定める補助金審査要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく補助金審査会の意見を踏まえて補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る法令、規則、要綱等の規定を遵守すること。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の増額する場合。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合。ただし、軽微な変更（補助事業の内容の変更を伴わず、かつ、補助金の交付の決定額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合をいう。）をする場合は、この

限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による補助事業（中止・廃止）申請書により知事の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合に、その金額を速やかに別記第7号様式により、知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助金の返還等)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(財産処分の制限等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち消費税及び地方消費税を除く取得価格が10万円以上の施設財産、機械装置及び備品等（以下「取得財産等」という。）については、別記第5号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第6号様式による取得財

産の処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 4 補助事業者は、第2項の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者及び間接補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第11条第3項、第15条及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1(第5条関係)

区分	補助対象経費		補助率及び 補助限度額
	補助対象 事業区分	内容	
子育て応援枠 <sup>※1</sup>	子育て応援に必要な備品等の購入や施設の設置改修等に係る経費		【子育て応援の店 <sup>※2</sup> 】 補助率:3分の2以内 補助限度額:10万円
	(1) 備品等 購入事業	子育て応援に必要な備品等の購入に係る経費(子ども用トイレ、ベビーベッド、ベビーサークル、おむつ交換台、ベビーカー、子ども用椅子、電気ポット、補助便座、おもちゃセット、絵本 等) ※タブレット等の汎用品を除く	
	(2) 施設整備事業	子育て応援に当たって必要な施設の設置、改修に係る経費 (子ども用トイレの設置、おむつ交換台の設置、授乳スペースの設置、子ども優先レーンの設置 等)	【プレミアム子育て応援の店 <sup>※3</sup> 】 補助率:定額
	(3) 広報事業	子育て応援に関する広報に係る経費 ※広報費のみの実施は不可((1)又は(2)の取り組みが必要)	補助限度額:20万円
家事育児サポート枠	子育て応援に関する新たな製品の開発又はサービスの実施に係る経費		【施設整備を伴う事業 <sup>※4</sup> 】 補助率:3分の2以内 補助限度額:100万円
	(1)謝金	専門家謝金	【施設整備を伴わない事業】 補助率:3分の2以内 補助限度額:50万円
	(2)旅費	専門家旅費、職員旅費	
	(3)市場調査費	新商品開発やサービス開発に関する調査に係る経費	
	(4)機械設備費	機械装置又は、備品、設備の購入等(購入、改良、修繕、借用)に係る経費	
	(5)庁費	印刷製本費、消耗品費、広告宣伝費、自社HP作成費、アプリ開発費、求人広告費、店舗又は事務所の賃借費(敷金、礼金、保証金は除く)	

※1…(1)、(2)の事業を実施することに当たっては、子育て応援アプリへの掲載ほか、広報の取組を併せて実施すること(当補助制度を使用しない取り組みを含む。)。

※2…うち子育て応援の店への登録事業者であり、子育て家庭に優しい優待サービスをご提供いただいている事業者。

※3…プレミアムうち子育て応援の店への登録事業者であり、子育て家庭の経済的負担の軽減につながる優待サービスを行っている事業者。

※4…機械設備費に係る事業を実施する場合を、施設整備を伴う事業とする。

#### ※補助対象とならない経費(例)

- ・法人の場合は、代表者及び役員(監査役、会計参与を含む。)の人事費。組合の場合は、役員及び組合員の人事費
- ・個人事業主の場合、本人及び個人事業主と生計を一にする三親等以内の親族の人事費
- ・雇用主が負担する社会保険料、労働保険料等の法定福利費
- ・店舗又は事務所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等
- ・事業に直接関係のない店舗、事務所又は駐車場(例:従業員専用の駐車場等)の借入費

- ・火災保険料及び地震保険料
- ・本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等に係る店舗等借入費
- ・第三者に貸す部屋等の賃借料
- ・不動産の購入費
- ・汎用性が高く、使用目的が本業務の遂行に必要なものと特定できない物の調達費
- ・販売する製品等の制作や販売に必要となるライセンス(販売権、キャラクター使用権等)の購入費
- ・他者からの知的財産等の買い取り費用
- ・日本の特許庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)
- ・国際調査手数料及び国際予備審査手数料において、日本の特許庁に納付される手数料
- ・本補助金に関する書類作成代行費用
- ・旅行代理店の手数料
- ・対価を得るサービス(役務)の全部又は一部をそのまま外部に委託する経費
- ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料及び一括広告費
- ・公租公課(消費税及び地方消費税)及び各種保険料
- ・振込手数料及び代引き手数料

別表第2（第7条、第8条、第14条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。